



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツの国王裁判所 ―最近の研究によるその再評価について―
Author(s)	田口, 正樹; TAGUCHI, Masaki
Citation	北大法学論集, 44(4), 135-157
Issue Date	1993-12-20
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15537
Type	departmental bulletin paper
File Information	44(4)_p135-157.pdf



中世後期ドイツの国王裁判所

——最近の研究によるその再評価について——

田 口 正 樹

はじめに

ヨーロッパの中世後期（一二—一五世紀）は、中世封建制国家からしだいに近代国家が發展していく過渡的な時期とみなされている。イングランド・フランスをはじめとするヨーロッパ諸国では都市市民層と結んだ王権が地方に割拠する封建貴族層を、曲折を伴いながらもしだいに圧倒し、近世絶対主義王権へ

のコースを歩んでいったとされる。ところが、ドイツにおいては逆にこの時期王権が衰退し、こうした近代国家への發展は、王国（ライヒ）の下各領邦（ランツ）によって担われることになったとみなされてきた。そのため研究の関心は中世後期以降は王国レベルを離れ、個々の領邦国家の發展へ向けられてきたのである。ところが、ここ二〇年ほど前から、中世後期・近世のライヒの意義を再評価しようという動向が見られ、研究関

心はようやくこのライヒレベルへも向けられ始めている。⁽¹⁾この新しい動向は、国王裁判所・裁判権の分野にも及んでおり、その最近の研究状況を、中世後期について、特に精力的に成果を発表しているフリードリヒ・バッテンベルク Friedrich Battenberg の仕事を中心に概観するのが本稿の目的である。⁽²⁾

以下では、まず国王裁判所についての研究史と従来のイメージをまとめ(第一章)、ついで近年の研究を、裁判所の組織・管轄・実効性、の三点に分けて紹介し(第二章)、最後にその意味するところについて触れることにしたい。⁽³⁾

第一章 中世後期ドイツの国王裁判所

の研究史と従来のイメージ

まず、中世後期ドイツの裁判権の全体構造について簡単に述べておこう。その様相はかなり複雑である。まず中央裁判所としては一四五一年まで国王宮廷裁判所(königliches Hofgericht)が存在したが、それと並んで少なくとも15世紀前半から国王カンマー裁判所(または王室裁判所)(königliches Kammergericht)が存在したことが知られ、国王宮廷裁判所の消滅後はこれが唯一の中央裁判所として活動した。しかし、中央の裁判権

はこの両裁判所に集中されていたわけではない。国王は王国の最高の裁判官として随時彼個人で(または彼の顧問たちとともに)裁判権を行使することが可能であり、またある事件について特任裁判官を任命して裁判権の行使を委ねることもできた。

一方、地方レベルでは、西南ドイツにいくつか国王直属とされる地方裁判所が残存して領邦の境界を越えた管轄を主張していたが、大半の地方裁判所は諸侯をはじめとする貴族や自治都市の手中にあった(領邦裁判所・都市裁判所)。また世俗の裁判所に対しては、別に教会裁判所のシステムが存在していた。更に、刑事事件の多くは、ラントフリーデ破壊行為として、別にラントフリーデ裁判権の管轄するところであった。⁽²⁾なお、近世に入るとライヒの中央裁判所は一四九五年に設立された帝国最高法院(Reichskammergericht)および帝国宮内法院(Reichshofrat)に組織されることになる。

こうした全体構造のうち、ここでは中央裁判所についての研究史と従来の通説のイメージを要約する。⁽³⁾中世後期の国王裁判所についての研究史は乏しい。一八世紀の帝国国法論者による研究を除けば、国王宮廷裁判所については、一八六七・六九年にオットー・フランクリンの大部の著作が出た後にはこれを凌駕する研究はなく、国王カンマー裁判所についても一八七一年

のフランクリンの小著作と一九〇七年のヨハン・レヒナーの論文⁽⁶⁾以外はほとんど研究がなされてこなかった。⁽⁷⁾このことはもちろんこれらの論稿によって研究がしつくされたことを意味するものではない。フランクリンは自らの著作が隙間の多い不十分なものであることを認め、それが今後の研究の刺激・呼び水となることを希望しているし、⁽⁸⁾レヒナーの論文はついに公刊されることのなかった彼自身の本格的研究の *Vorstudie* として書かれたものである。⁽⁹⁾しかしそれにもかかわらず、この分野は以後研究者の関心を引くことなく、なおざりにされ続けた。その理由としては研究に必要な史料が多量でしかも分散しており、そのうえ多くが未公開であったという研究技術上の障害も大きかったと考えられるが、同時にフランクリンやレヒナーの研究からうかがわれた国王裁判所の姿が、その後の研究を鼓舞するようなポジティブな性格のものではなかったことも一つの要因となっていたように思われる。更に彼らの研究成果は代表的なドイツ法制史教科書に取り入れられる過程で一層否定的な評価を定着させられていった。⁽¹⁰⁾それではそこで見られる国王裁判所の姿とはどのようなものだったのであろうか。

中世後期は国王裁判所の衰退の時代である。その制度と手続きは遠くフランク時代以来のものでほとんど進歩が見られない

一方、変化は国王裁判所の機能を弱体化させる方向で生じた。理論上は、国王はなおライヒの最高の裁判官であり、その結果、国王と国王裁判所は、他の裁判所に係属中の事件を自身のもとへ移管する権利 (*ius evocandi*)、および他の裁判所が裁判拒絶をした場合の裁判権を持ち、また国王裁判所は上訴裁判所として機能することになっていた。しかし、現実には、以下で見るように、国王裁判所は悲惨な状態にあった。

国王宮廷裁判所については、第一に、その組織面で、制度的発展の不十分さが指摘される。国王宮廷裁判所は一二三五年のマインツの帝国平和令でようやくその組織についての立法的規律を受けた。⁽¹¹⁾裁判所は、国王の代理である自由身分の宮廷裁判官 (*Hofrichter*) によって主宰され、宮廷裁判所書記局が設けられて俗人である宮廷裁判所書記 (*Hofschreiner*) が配置される。しかし、宮廷裁判官のほとんどは自由人貴族で素人裁判官であり、しかも彼は手続き進行を管理するのみで実際に判決を決定するのはこれも素人の陪席者たちである。そしてこれ以後中世末期まで国王裁判所についての一般的法規範による規律は行われなかった。そのため例えば、国王宮廷裁判所は一定の場所に固定することなく国王宮廷とともに国内を移動し続けた。また陪席者の構成についても規定はなく、構成は場当たり的に

行われた。

第二に、このようにさなきだに遅れた国王宮廷裁判所は、中世後期の間にその管轄を著しく狭められ活動の余地を失ってしまった。この変化には二つの要因が特に関係していた。一つは、領邦君主や帝国都市によって国王の手からもぎ取られた裁判上の特権、すなわちいわゆる不移管特権 (*privilegium de non evocando*) および不上訴特権 (*privilegium de non appellando*) である。これらの特権の受領者はその臣民ないし市民が被告となった事件について、前述した国王の移管の権利および国王宮廷裁判所への上訴から免れることができ、その領邦ないし都市内部の裁判組織の中で完結的に処理をなしうることとなった。この不移管特権は例えば一三五六年の有名な金印勅書の中で選挙候たちに与えられているのが見られるが、既に一三世紀後半のルードルフ・フォン・ハープスブルクの時代から多くの貴族・都市に与えられ、特に不移管特権については一五世紀にはそれを持たない都市・貴族を数え上げる方が容易なほどとなり、国王宮廷裁判所の活動の余地は著しく狭められた。二つ目は、王国内の貴族・都市が盛んに締結した仲裁付託協定 (いわゆる *Austrag*) である。これは当事者間で将来紛争が発生した場合には正規の裁判所へ訴えることなく、当事者同士であらかじめ合意した仲

裁裁判官に事件を付する旨の協定であり、やはり国王宮廷裁判所の管轄を決めることとなった。

第三に、国王宮廷裁判所の決定的な弱点として判決執行手段の不備が指摘される。中世後期の国王権力の衰退とともに、宮廷裁判所の判決も被告に無視されることによって実際の効力を失っていったとされるのである。

中世後期のもう一つの国王裁判所である国王カンマー裁判所についての評価も同様に否定的である。国王カンマー裁判所は国王宮廷裁判所の衰微と消滅の後をうけて、一四五一年以後ライヒの唯一の最高裁判所となるが、やはり欠陥の多い裁判所であった。手続きの遅延や訴訟に要する費用の高さに対して不満の声が強く、また宮廷裁判所同様その判決の執行はまったく不十分であった。ただし一四七一年に裁判所規則が制定され、また陪席者の中に学識法曹が登場するなど、一定の進歩は見られるのであり、こうした動きが一五世紀末の改革論議を経て近世の裁判制度へつながっていくものとみなされるのである。

以上のように、中世後期の国王裁判所についての従来の像は基本的にネガティブである。そればかりでなく、この時代の国王裁判所に対しては実は何ら独自の意義が与えられていない。⁽¹⁴⁾ 中世後期の国王裁判所は、フランク時代以来の古い状態から基

本的には抜け出せないまま衰微していく(国王宮廷裁判所)か、学識法訴訟を受け入れた近世の裁判制度の前史として取り扱われる(国王カンマー裁判所)か、であって、こうした見方では、中世後期を独自に扱う研究意欲は乏しくならざるをえないであろう。

さて、これに対して、中世後期・近世のライヒの裁判権について新たな研究関心が向けられ始めたのは、一九六〇年代末から一九七〇年代初めにかけてのことである。研究活動は、史料の探索・収集・公刊と平行して進められており、⁽¹⁵⁾「旧ライヒの最高裁判権についての史料と研究」(Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich)なる新叢書が一九七三年から発刊されて続々と成果が公表されつつある。以下で中世後期について最近の動向をまとめてみよう。⁽¹⁶⁾

第二章 中世後期ドイツの国王裁判所

についての最近の研究

(1) 国王裁判所組織の制度的発展の問題

最近の研究の第一の成果は、国王宮廷裁判所組織の制度史的研究が著しく進展したことである。研究は宮廷裁判所書記お

び書記局とその活動に集中して行われている。この研究成果を踏まえてベルンハルト・ディーステルカンフは宮廷裁判所書記局にはかなりのレベルの官僚制化が見られ、少なくとも官庁(Behörde)の Vorform と言ってよいだろうと評価している。⁽¹⁾ 具体的に見ていこう。

宮廷裁判所書記局の本格的研究の端緒となったのは前記叢書の第一冊として公刊されたハンス・ヴォールゲムートの研究である。⁽²⁾ これは国王宮廷裁判所の証書を史料とした証書学(Diplomatik)的研究で、証書の字体・文言形式・印章を一二七三年(ルードルフ・フォン・ハーブスブルク即位)から一三七八年(カール四世死)まで調査したものであるが、この中で、ヴォールゲムートは証書の字体の調査から興味ある成果を引き出した。すなわち、ルードルフ、アードルフ・フォン・ナッサウ、アルブレヒト一世の時代から同一字体の証書が見られることから、この三代の国王の治世にまたがって同一の書記が活動していたことが知られる。⁽³⁾ また一三〇〇年から一三二〇年にかけて、つまりまたもアルブレヒト一世とハインリヒ七世という二人の国王の治世にまたがって唯一の主要な書記が事務を処理していた。⁽⁴⁾ さらにハインリヒ七世のもとで活動していた書記の一人は次の国王ルートヴィヒ四世の宮廷裁判所書記局にも見いださ

る。⁽⁵⁾つまり、宮廷裁判所書記は国王の代替わりにもかかわらず連続して活動していたのである。こうした事務処理の連続性を背景としてヴォールゲムートは宮廷裁判所書記の事務処理の慣習と書記局の伝統が確固として存在していたと指摘している。⁽⁶⁾

このヴォールゲムートの研究の線を進めたのが一九七四年に公刊されたフリードリヒ・バッテンベルクの宮廷裁判所書記職についての学位論文であり、⁽⁷⁾彼はその後さらに宮廷裁判所印章についての研究を著して宮廷裁判所書記局の制度的確立の過程を追求めた。⁽⁸⁾バッテンベルクは、一四世紀後半以後について宮廷裁判所書記の名前と活動期間をほぼ明らかにし、それぞれの書記の社会的背景をも検討した。それによれば一四世紀後半以後も書記の多くの活動期間は十数年から三十年と長く、しかもやはり複数の国王の治世にまたがって活動していることがわかる。⁽⁹⁾こうした書記の活動状況は中世後期のライヒ史を考えると決して自明のものではない。というのも一三世紀後半から一五世紀前半のライヒにおいては、父と子の間で連続して王位継承が行われたのはカール四世とその子ヴェンツェルのケースのみで、ほとんどの場合国王の交代は王朝の交代を意味していたのであり、しかもこの交代はしばしば激しい政治的対立を伴っ

てなされていたからである。アードルフ・フォン・ナッサウはアルブレヒト一世と戦場で戦って敗れて死んでいるし、カール四世はルートヴィヒ四世に対する対立国王として選挙されルートヴィヒ派と戦って自己の王位を主張せねばならなかった。また国王ヴェンツェルは選挙侯らにより廢位の憂き目を見たが、次の国王ループレヒトはヴェンツェルを廢位した選挙侯の一人であった。こうした政治史的非連続にもかかわらず長期にわたって活動を続けた宮廷裁判所書記は国王宮廷における連続性の担い手と評価されるときに、国王宮廷裁判所の制度化とその慣習の確立の人的基盤とみなすことができる。

加えて、バッテンベルクは書記たちの人物史研究によってその社会的出自と経歴を調査し、彼らの大半が出身およびその後の活動の点で帝国都市・自由都市と密接な関係を持っていたことを確認し、また彼らのうち何人かは大学で学んだ形跡があり、学位こそ持たないものの自由学芸学部⁽¹⁰⁾の教養程度は有していたであろうと推測している。このように書記たちが都市市民層に近く、また大学での学習を経験していたことで、書記の資質の面からも宮廷裁判所の制度的確立が推測されるのである。

こうした国王宮廷裁判所書記局に見られる制度化の傾向としてバッテンベルクはさらに二つの領域での発展をあげる。その

第一は、宮廷裁判所の印章とその使用方法についてである。バツテンベルクによれば、中世後期の諸国王の宮廷裁判所印章は、ルートヴィヒ四世のときに最終的に確立した図像的特徴（大権印章 *Majestätssiegel* に見られる玉座に座った国王の図像から離れ、裁判官としての国王を表現する）をそれ以後は踏襲しており、まずその図像の点で一定の伝統に従っていた。⁽¹¹⁾ また彼によれば印章の使用方法和裁判所の証書の内容との間に、ルートヴィヒ四世治世末頃から一定の対応関係が見られるようになる。すなわち、印章の二種類の使用方法である吊り下げ方式と背面押し付け方式のうち、内容的に見て重要な証書には前者が、よりささいな内容の証書には後者が用いられるのである。⁽¹²⁾ さらに、彼は印章の銘文 (*Unschrit*) についても興味ある発展をあらわにした。ルートヴィヒ四世治世初期にはなお個々の宮廷裁判官某の印章と表示されえた銘文は、ルートヴィヒの皇帝即位以後は一貫して国王宮廷裁判官の印章 (*sigillum iudicis curie regis*) と刻まれ、更に国王ループレヒトの治世以降、国王宮廷裁判所の印章 (*sigillum iudicis curie regis*) と表示されるようになった。⁽¹³⁾ 個々の具体的裁判官の印章から裁判官の印章を経て裁判所の印章へというこの発展も、やはり国王宮廷裁判所の制度化を表現するものと見なされるのである。

その第二は、国王宮廷裁判所書記局における、さまざまな裁判台帳類の存在である。バツテンベルクは証書史料中の言及から、アハト台帳が少なくともルートヴィヒ四世治世末期以来各国王のもとで途切れることなく存在していたこと、また国王ヴェンツェルの時代には召喚台帳が、⁽¹⁴⁾ 国王ループレヒト、ジグスマントおよびその後継者たちの時代には一般的な宮廷裁判所台帳が存在していたことを明らかにした。⁽¹⁵⁾ このうち台帳そのものが残っているのは、ジグスマントからフリードリヒ三世の時代のアハト台帳のみであるが、バツテンベルクはこの史料を、序文および詳細な注を付して公刊している。⁽¹⁷⁾ これらの台帳類の存在からも、宮廷裁判所の書記局実務が確立されたルールのもとでなされ、裁判所の活動が一定の制度的コントロールに服していたことが知られるのである。

このように宮廷裁判所書記局における制度的発展を示す諸事実が掘り起こされてきたが、バツテンベルクは、時代的には、そのような制度的発展の画期として、ルートヴィヒ四世治世末期からカール四世の治世、および国王ループレヒトの治世、という二つの時期をあげている。⁽¹⁸⁾ そして、こうした制度的発展は、バツテンベルクによれば、国王宮廷裁判所とその書記局の裁判機関としての自立性の増大、すなわち、政治からの一定の独立

の達成として評価されることになる。⁽¹⁹⁾

しかしもちろん、国王宮廷裁判所の制度的発展を強調しすぎることに問題がある。この点に特に注意を促しているのはペーター・モラーフ Peter Moraw である。⁽²⁰⁾ 彼は中世後期のライヒについて、それが、近代国家とは大きく異なっており、国王宮廷を政治上の唯一の中心とし、国王宮廷を舞台として国王とその周囲に集まる人間たちによって国家生活のほとんどが営まれるという構造を持っていたことを強調するが、宮廷裁判所についてもそれがこうした国王宮廷システムにその一部分として組み込まれていた点を重視する。モラーフによれば、宮廷裁判所書記と書記局も、ライヒにおける政治活動の舞台であり、その役職の権限関係の交錯と不明確さを特徴とする国王宮廷の一部であることから、現実にはさまざまな点で政治とのつながりを持ち、また種々の非制度的性格を備えていた。モラーフの人物史的調査によれば書記の多くは、南ドイツを中心に国王宮廷と一貫して関係を持っていた大きな人的集団に属するのであり、単に専門的知識に基づいてリクルートされたのではなく、その書記局入りには例えば宮廷裁判官(Hofrichter)とのパトロネジが作用していた。また宮廷裁判所書記が、国王の統治活動全般にわたる文書作成を担当する宮廷書記局で仕事する例も見られ、

政治状況によっては宮廷裁判所書記局自体が宮廷書記局に代わって政治的機能を果たすこともありうる。また宮廷裁判所書記は宮廷裁判所の経営者としての性格を持っていた。書記とその下で働く下級書記の間にもまたパトロネジがあり、書記は裁判所の手数料の中から収入を得るのである。また宮廷裁判所書記局への市民層と学識者の進出は宮廷書記局に比べればむしろ遅れている。

ただし、両者の見解の差は、モラーフも認めるとおり原理的なものというよりは宮廷裁判所という同じ対象の異なる側面を見ているものだと言うことができる。⁽²¹⁾ モラーフも宮廷裁判所は中世ドイツの国王宮廷の組織の中では最も官庁(Behörde)に近いものであることを認めているし、一方バッテンベルクもその後モラーフの批判をある程度受け入れて、宮廷裁判所の制度的理解には限定が必要であることを認めている。⁽²²⁾ 実際、バッテンベルクの記述の中からも、我々は上に挙げた制度的要素の持つ非制度的性格をしばしば発見することができる。例えば、印章使用方法に見られるルールは、国王の政治的関心からの介入がある場合、あるいは証書受領者が特に希望する場合には、維持されなかった。⁽²⁴⁾ また彼が公刊したアハト台帳は、書記 Peter Wacker の死後ただちに書記 Johann Geisler に引き継がれたの

ではなく、なおしばらくその未亡人の手中にあった。⁽²⁵⁾ またアハト台帳は書記に支払われるアハト解除料支払いの基礎として、書記たちの財政的関心からも意味を持っていた。⁽²⁶⁾

この両方の側面はどちらか一方に収斂されるべきものではない。むしろ、国王宮廷裁判所においてその制度的発展が政治の世界や非制度的要素とからみあいながら進められて行つたという点が、我々にとって興味深いものである。

(2) 国王裁判所の管轄の問題

中世後期の国王裁判所の管轄は、先に述べたように、不上訴・不移管特権と *Ansatz* という二つの要因によって、著しい制限を受けたとされてきた。ところが、このうち不上訴・不移管特権の問題については、近年の研究によって事態がそれほど単純ではなかったことが明らかにされつつある。

この問題の見直しはまず近世史の領域から開始された。先鞭をつけたのはウルリヒ・アイゼンハルトである。⁽¹⁾ 彼によれば、まず、近世のライヒにおいては、一口に不上訴特権といってもその内容には多様な幅があった。彼は J. J. Moser による四種類の区別を引用しながら、不上訴特権全体を、無制限不上訴特権 (*privilegia de non appellando illimitata*) と特定の種類の事件あ

るいは一定額以下の事件についてののみ上訴を禁じる制限不上訴特権 (*privilegia de non appellando limitata*) に分け、しかも前者を獲得したのは選挙侯とごく一部の諸侯のみで、ほとんどの帝国諸身分は帝国滅亡まで後者しか有していなかったことに注意を喚起する。⁽²⁾ 次にアイゼンハルトは、従来不上訴特権の代表的事例と考えられてきた一三五六年の金印勅書の規定の効力について興味ある事実を指摘した。すなわち金印勅書中の不上訴特権の効力は近世においては決して自明のものではなく、選挙侯側は有効と主張したにもかかわらず、その主張は皇帝側に対して貫徹されなかった。選挙侯側はその立場を最終的に放棄することはなく、この問題は帝国の終焉まで不確定の状態であったものの、現実には、選挙侯はあらためて個別に不上訴特権を（それも当初は制限不上訴特権を）獲得しなければならなかったのである。⁽³⁾

一方、逆に不上訴特権の不存在は、近世において必ずしも無条件に帝国の裁判所の上訴裁判所としての管轄を保証するものではなかった。この点を指摘したのはユルゲン・ヴァイツェルの研究である。彼は「帝国最高法院への上訴をめぐる闘争 (*Der Kampf um die Appellation ans Reichskammergericht*)」と題する学位論文で、領邦君主・帝国都市の側が、たとえ不上訴

特権を持たない場合でも、上訴禁止やさまざまな手段による上訴妨害など、帝国最高法院への上訴を遮断するための手続手管をつくっていた状況を明らかにした。⁽⁴⁾

このような近世帝国史の研究から、ライヒの裁判所の管轄の問題は従来のイメージに反してかなり複雑で、それ自体一つの争点としての動態的な性格を持っていたことが認識されてきたのである。

さてアイゼンハルトは中世後期の不上訴・不移管特権の性格についてもいくつかの注目すべき指摘を行った。第一は概念上の問題である。彼は、中世後期に大量に与えられた、受領者の臣民を外部の裁判所への召喚などから免除する特権は、確かに国王の移管権に対する不移管特権を含むものの、同時に他の帝国諸身分の裁判所からの免除という意味をも持っている⁽⁵⁾のである。不移管特権は実はその一部にすぎないとする。一方不上訴特権については、組織立った審級制を前提とし確定防止・移審の効果を備えた厳密な意味での「上訴」(Appellation)は世俗裁判所ではようやく一五世紀後半に取り入れられるのであり、従ってそれ以前については本来の不上訴特権を語ることはできず、これまで不上訴特権と呼ばれていたものは、ただドイツ法上の判決非難(Urtischelle)を妨げるものにすぎないと見る。

確かに証書中には appellare の語が登場するが、これはラテン語に判決非難にあたる言葉がなかったために使われたにすぎないとされるのである。⁽⁶⁾このような主張からすれば、中世後期の裁判特権を「不上訴・不移管特権」の概念で把握する従来の見方は維持されがたいことになる。第二に彼は金印勅書中の特権が近世においてその効力を疑問視された原因として、帝国最高法院と帝国宮内法院の成立による事情変更とともに、選挙侯(少なくともその一部)⁽⁷⁾がこの特権を長く使用していなかったことをあげている。このような指摘からは、中世後期における裁判特権の実際の機能を検討する必要があるであろう。

こうした近世史研究からの刺激の後、一四五一年までの裁判関係特権についての史料目録がバッテンベルクにより公刊された。⁽⁸⁾彼はアイゼンハルトの概念上の指摘を受けて、従来のように不移管・不上訴特権という用語で一括することを避け、裁判籍特権(Gerichtsstandsprivileg)なる上位概念のもとに受領者の裁判上の地位に関する一切の特権をまとめた。⁽⁹⁾その際、彼はこの史料目録の序論の中で史料の概観に基づくいくつかの所見を述べている。まずバッテンベルクは中世後期についても裁判籍特権の多様性を強調する。裁判籍特権の中には国王や国王宮廷裁判所を免除対象から明示的に除外する(つまり国王裁判権

の管轄を否定しない)ものもあり、また外部の裁判所からの召喚の免除は国王裁判権だけではなく、周囲の他の貴族・都市の裁判所に対しても向けられていたことに注意すべきであるとして、特権の内容面から、裁判籍特権の国王裁判権に対する破壊的效果を強調する従来の見解を疑問視する⁽¹⁰⁾。

また彼は、外部の裁判所への召喚からの免除を規定した特権は、国王の移管権という古い(見方によつては非常に粗野な)権利を合理的支配によつて置き換えようとする試みであり、この特権によつて王権は理論上のみの無制限の管轄の代わりに正確で計算可能な管轄を獲得することになった、として裁判籍特権の付与をある種の制度化・合理化と見る方向を示唆している⁽¹¹⁾。さらに、国王裁判所は職務上当然に特権の存在を考慮するのではなく、特権は当事者(被告側)によつて抗弁として持ち出されてはじめて裁判の場で効果を發揮するのであり、特権を使うかどうかは当事者次第で、場合によつては政治的考慮などから特権の使用を差し控えるケースもありえた、として特権の存在からただちに国王裁判所の管轄の制限を導くことに留保を付している⁽¹²⁾。

また彼は特権の時間的・地理的分布状況を概観し、裁判籍特権の付与が例外的個別例でなくなるのはルードルフ・フォン・

ハーブスブルクの時代からであるが、特にカール四世の治世を画期として飛躍的增加が見られること、特権の受領者はフランケン・シュヴァーベン・中ラインといったいわゆる「国王に近い地方」⁽¹⁴⁾に多く集まっていることを確認した。後者の点は従来の通説との関係では特に重要である。これらの「国王に近い地方」の貴族・都市は中世後期を通じて国王宮廷と密接な関係を保ち続けた勢力であり、後で見えるように国王宮廷裁判所の主要な利用者でもあった。従来の通説のように、特権を国王裁判所の管轄からの脱落という文脈からのみ理解するならば、このような特権受領者と裁判所利用者の範囲の重なりは、説明困難であらう。

以上のように最近の諸研究によつて、いわゆる「不上訴・不移管特権」に関する従来の評価はもはや維持しえなくなっている。この問題の解明には、裁判籍特権の内容と分布状況(どこの誰にどんな内容の特権が与えられているか)およびそれらの時代的変遷についてのより詳細な研究と、特権の国王裁判所の活動に対する影響が実際にどのようなものであったのかという特権の機能に関する研究が、今後必要となるであらう⁽¹⁶⁾。

(3) 国王裁判所の実効性の問題

既に述べたように、従来の通説が中世後期の国王裁判権の致命的欠陥と見たのは、その判決がしばしば無視されて執行不可能だったという点であった。確かに国王裁判所が制度としては効果的な執行手段を備えていなかったことは明らかである。しかしこの評価についても近年見直しがはかられつつある。

第一に、国王裁判所で処理された事件としてどのようなものを考えるかという点で大きな変化が生じている。フランクリンの研究が、帝国諸侯などの大貴族が当事者となり、ある地方全体の支配権をかけて争われたような、いわば非日常的な大事件の諸例を引いて、そこにおいて国王宮廷裁判所の判決がしばしば無視され何の結果も生まなかったことを論じていたのに対して、⁽¹⁾ バッテンベルクはむしろ、西南ドイツの中小貴族や都市市民が当事者となった小規模な紛争が宮廷裁判所へ持ち込まれていた点を重視し、このような紛争においては宮廷裁判所の諸決定は大きな意味を持ち、当事者たちがそれを無視することは容易でなかったと主張する。⁽²⁾ たとえ結果として判決が実現されなかった場合であっても、当該訴訟の被告は、手続の中止や判決の撤回を働きかけるなど何らかの対応を迫られたのである。⁽³⁾ このような訴訟類型に関する重点の移動は、バッテンベルクによる国王宮廷裁判所における訴訟当事者に関する統計的研究に

よって、実体的裏付けを得ている。⁽⁴⁾ それによれば、宮廷裁判所の原告・被告は、地域的にはフランケン、テューリンゲン、中ライン、プファルツ、シュヴァーベン、上ラインといった王権とつながりの深い地方から多く出ており、身分としては騎士・都市市民・中級貴族（グラーフ・ヘル）、中でも前二者がその大半を占めていた。⁽⁶⁾ 中世後期の国王裁判所は、主にこのような、王権からの影響に敏感な人間たちの間で、機能していたと考えられるのである。

第二に、国王裁判所の「機能」を、そもそも判決の執行を基準に判断してよいのかという問題がある。この点に関して、ベルンハルト・ディーステルカンブは、近世の帝国最高法院についての言及の中で、発想の根本的転換を主張している。⁽⁷⁾ ディーステルカンブによれば、終局判決によって執行可能な「*titel*」を獲得することが当事者と手続進行の目的であったわけではなく、帝国最高法院の手続はむしろ当事者間の合意形成という目的に向けられていた。それゆえ帝国最高法院における裁判期日の遷延の多発などの手続遅延現象もシステムとして見れば、そのような当事者の期待の地平に対応していたと評価されるのである。そしてディーステルカンブは、こうした手続構造は基本的に中世後期から連続しているものだともなしている。この

ような指摘は、近世の帝国最高法院における訴訟のうちで終局判決に至らなかったケースが数多く見られることからする、問題提起であるが、中世後期の国王宮廷裁判所の手続についての近年の研究も、彼の指摘と照応する性格を見いだしている。

バッテンベルクのアハトとアンライテに関する研究は、一つには、そのような成果として位置づけることが出来るであろう。⁽⁸⁾

「被告を応訴させる手段としての」アハト手続とアンライテ手続が重要な位置を占めていた。⁽⁹⁾ 彼が紹介した一四〇九年の「国王宮廷裁判所規則」がアハト手続とアンライテ手続のみを規定していることは、この「規則」成立の背景に具体的訴訟が関係しているとはいえず、単なる偶然ではないとされる。⁽¹⁰⁾ 国王宮廷裁判所におけるアハトは古来の追放刑としての性格を後退させ、⁽¹¹⁾ 被告を訴訟に引き入れるための手段としての性格を強めていた。⁽¹²⁾ これが重要となったのは、国王宮廷裁判所は被告が欠席したままでは本案についての終局判決を下すことができなかったからである。またアハトもアンライテも応訴強制手段であるから、アハトやアンライテの手続開始後でも、目的どおり被告が応訴すれば、そのまま本案の審理に入り、そこでは被告は何ら不利に扱われることがなかった。⁽¹³⁾

このように被告の応訴が大きな意味を持たされる一方、アハト手続・アンライテ手続において手続の前進は実質的に原告のイニシアティヴにかかっていた。被告に対する召喚状の送達もしばしば原告側が用意した人間によってなされたし、⁽¹⁴⁾ アンライテの実行に当たる *Anleiher* は実質的に原告側が適当として選んだ人間を裁判所が任命することが多かった。⁽¹⁵⁾

以上のような手続像は、国王宮廷裁判所における裁判が基本的に当事者の意志に大きく左右されるものであったことを示している。裁判所は自ら紛争についての公権的な決定を下すよりも、むしろ一定のルールに従って当事者に交渉の場を提供することに努めていたのである。そうだとすれば、終局判決の獲得とその執行よりも当事者の合意形成がはかられたというディー・ステルカンプの指摘はそう奇抜なものではないということになる。

おわりに

以上のように、最近の研究は、中世後期の国王裁判所についての従来のネガティヴな評価を規定していた三つのポイントそれぞれについて、その見直しを行いつつある。この作業は、史

料的基礎の拡大を伴いながらなされており、そこでは証書学や印章学などの歴史補助科学の方法や人物史的手法も受容されて、多面的な角度から裁判所の姿が明らかにされてきている。

しかし、注意すべきなのは、最近の研究が、中世後期の国王裁判所を近代国家におけると同様な裁判所として復権させようとしているわけではない、ということである。確かに、最近の研究は、国王裁判所組織の制度的確立を示す諸事実を発掘し、国王裁判所が従来考えられていたよりも広い管轄を持ち得たことを示唆し、また国王裁判所が大きな影響力を発揮し得た数多くの事案が存在したことを指摘した。しかし、その一方で、官僚制的機構としてはとらえ切れない国王裁判所の性格、政治的状况により伸縮する管轄、法規的適用による判決とその執行という側面のみからは理解出来ない裁判所の機能、といった近現代の裁判所独特の点にも注意を払いながら国王裁判所の有する意義を評価しようと試みてもいるのである。上述した研究手法の幅の広がりも、このような関心方向に対応するものと言える。こうした両方の側面への目配りとそのからみあいの認識は、我々の前提する裁判所像の輪郭を変える契機を提供する可能性がある。

例えば、裁判所と訴訟当事者との関係を考えてみよう。国王

宮廷裁判所に一定の制度的発展が見られることは既に述べたところであるが、しかし、制度化の道を歩んでいた国王宮廷裁判所は、決して訴訟当事者から切り離された官僚組織ではなかった。制度化の担い手であった宮廷裁判所書記は、裁判所の主要な利用者であった南ドイツの中小貴族・市民と同じ人的世界に属する人々であり、こうした世界に対して国王宮廷と裁判所の情報を提供していた。訴訟当事者に開かれた形で裁判所の制度化が進展していく過程は、バッテンベルクのあける宮廷裁判所書記と訴訟代理人(Procurator)の関係によく現れている。⁽¹⁾一四世紀中は、宮廷裁判所の実務を熟知した書記がしばしばある訴訟で一方当事者の訴訟代理人として活動する例が見られるが、国王ループレヒトの治世からこのような兼任例は見られなくなり、その限りで書記の第三者化が進む。しかしその後も書記たちは裁判所利用者へのさまざまな情報提供と便宜供与を続けたのである。

このように組織面での制度化が訴訟当事者とのつながりを維持しながら進展したことは、管轄の明確化が当事者による援用の判断を許す特権付与という形式で行われたこと、および当事者主導の手続のもとで一定のルールが形成されていったこと、とも照応する。国王裁判所は、裁判所を利用する訴訟当事者の

活動と意向が優先される土壌の上で、ある程度確立した（その場その場のいきあたりばったりでない）組織と管轄と手続をしいだいに発展させていったのだと考えられるのである。それらが訴訟当事者から切り離された冷たい客観性を誇るものではなかったことは、ヨーロッパの裁判制度の本質を考えるうえで重要な事例ではないかと思われる。我々が輸入したヨーロッパの裁判制度は、当事者主導の土壌を誘導し、「制度」の中へ取り込むことによって発展してきたという、この国王裁判所と同様な性格を、広く共有していたのではないであろうか。⁽²⁾

こうして、中世後期の国王裁判所のありかたに注目することは、近代的裁判所像の再考を呼び起こし得る。それゆえ、本稿で見てきたように、近年この対象がようやく本格的に取り上げられつつあることは、裁判所の果たす役割をどう考えるかという現代的課題と無縁ではないと考えられる。実際、例えば、デイステルカンプは、ヴォールゲムートの著書に付した序文の中で、今世紀初め以来のこの分野の研究の停滞は、この間の時代には、裁判所の機能が我々の時代ほど問題をはらんだものではなかったことと関係があるだろうと述べているのである。⁽³⁾

注

はじめに

(1) この動向については、さしあたり、西川正雄編、『ドイツ史研究入門』（一九八四年 東大出版会）一二頁以下（中世後期、山田欣吾執筆）および四二頁以下（近世、有賀弘・柳原正治執筆）を参照。

(2) ライヒおよびその裁判所・裁判権の再評価は近世史の分野が先行して始まった。近世のライヒの裁判所については、我が国でも村上淳一氏によって既に一九七〇年代に、ライヒの二つの最高裁判所の活動が無視し得ぬ意義をもち続けた事が指摘されている。村上淳一「『良き旧き法』と帝国国制」（一三）『法学協会雑誌』九〇巻一〇号、九〇巻一一号（一九七三年）、九一卷二号（一九七四年）、特に（二）を参照。また村上淳一「国家の概念史における帝国と領邦」吉岡昭彦・成瀬治編『近代国家形成の諸問題』（一九七九年 木鐸社）一二七―一五三頁および村上淳一「近代法の形成」（一九七九年 岩波書店）二二頁以下をも参照。近世のライヒの裁判所については、更に近年、いくつかの紹介・翻訳がなされている。文字浩「デイステルカンプ『一六世紀の法生活における帝国カンマー裁判所』（一）」「南山法学」九巻二号（一九八五年）。ウルリヒ・アイゼンハルト（黒田忠史訳）「アンシャン・レジームにおける裁判制度」『甲南法学』二八巻一号（一

九八七年)。また、ベルンハルト・ディーステルカンフ(村上裕・田中実訳)「成立期から一八世紀末までのドイツ国民の神聖ローマ帝国における最高裁判権 ヨーロッパの他の諸国との比較から」『関東学院法学』一卷二号(一九九二年)、は英仏との比較の中で、中世後期の国王裁判所についても最近の研究成果を簡単にまとめている。中世後期・近世のライヒの裁判所の裁判所規則については、文字浩氏の一連の翻訳がある。文字浩「カンマー裁判所法(一四七一年)、カンマー裁判所等族草案(一四八六年)、帝国カンマー裁判所法(一四九五年)」『南山法学』一五卷三・四号(一九九二年)。文字浩「帝国カンマー裁判所法(一五五五年)(一)(二)」『南山法学』一六卷一・二号(一九九二年)、一六卷三・四号(一九九三年)。

(3) 本稿のタイトルの「国王裁判所」は、本文後出の国王宮廷裁判所と国王カンマー裁判所の両方を指して使っている。しかし、これも後で述べるとおり、国王カンマー裁判所に関しては、最近になっても研究がごく少ないので、実質的には国王宮廷裁判所に重点が置かれることになる。

第一章

(1) これらの地方裁判所については、本稿では扱わない。文献としては、H. E. Feine, *Die kaiserlichen Landgerichte*

in Schwaben im Spätmittelalter, *Zeitschrift der Savigny-stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung* (以下では ZRG GA と略す) 66, 1948, S. 148-235. Georg Grube, *Die Verfassung des Rottweiler Hofgerichts*, Stuttgart 1969, を参照。

(2) ラントフリーデの問題についても本稿では扱わない。中世後期のラントフリーデについては、ハインツ・アンガマイアーがその国王支配にとつての意義を強調する大著をあらわしている。土浪博氏による批判的紹介とあわせて参照。H. Angermeyer, *Königtum und Landfriede im deutschen Spätmittelalter*, München 1966, 土浪博「中世後期中世におけるラントフリーデ」『一橋研究』一二巻二号(一九八八年)。

(3) 研究史については、Friedrich Battenberg, *Beiträge zur höchsten Gerichtsbarkeit im Reich im 15. Jahrhundert*, Köln-Wien 1981 (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich (以下では QuF と略す) Bd. 11) S. 1ff. をも参照。

(4) Otto Franklin, *Das Reichshofgericht im Mittelalter*, Bd. 1, Weimar 1867, Bd. 2, 3, 1869 (ND, Hildesheim 1967) この研究は、その材料の豊富さの点では、今日でもなお利用価値を失わない。

(5) O. Franklin, *Das königliche Kammergericht vor dem*

Jahre 1495, Berlin 1871.

- (6) Johann Lechner, Reichshofgericht und Kammergericht im 15. Jahrhundert, Mitteilungen des Instituts für Österreichische Geschichtsforschung, Erg. Bd. 7, 1907, S. 44-186. この論文の叙述の中心は国王カヘンマー裁判所の成立とその歴史におかれている。
- (7) これら以外の研究としては J. A. Tomaschek, Die höchste Gerichtsbarkeit des deutschen Königs und Reiches im XV. Jahrhundert. in: Sitzungsberichte der Wiener Akademie der Wissenschaften. Philosophisch-historische Klasse Bd. 49, 1865, S. 521-612. Hans Spangenberg, Die Entstehung des Reichskammergerichts und die Anfänge der Reichsverwaltung, ZRG GA 46, 1926, S. 231-289.
- (8) O. Franklin, Reichshofgericht, Bd. 1, S. IV.
- (9) J. Lechner, a. a. O., S. 45, S. 59f.
- (10) H. Mitteis, Deutsche Rechtsgeschichte. 2. Aufl., München 1952, S. 124 ミッタイス・リークマン (世良晃太郎訳) 『ドイツ法制史概説』(一九七一年改訂版) 三六〇頁以下。R. Schröder-E. Frh. v. Künssberg, Lehrbuch der deutschen Rechtsgeschichte, 6. Aufl., Berlin-Leipzig 1922, S. 592ff. H. Conrad, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. 1, Karlsruhe 1954, S. 495ff. C. Frh. v. Schwerin-H. Thieme,

Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 4. Aufl., Berlin-München 1950, S. 178ff. H. Fehr, Deutsche Rechtsgeschichte, 6. Aufl., Berlin 1962, S. 143ff. H. Planitz-K. A. Eckhardt, Deutsche Rechtsgeschichte, 4. Aufl. Köln-Wien 1981, S. 177f.

- (11) L. Weinrich, Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250, Darmstadt 1977, Nr. 119, c. 28, c. 29
- (12) L. Weinrich, Quellen zur Verfassungsgeschichte des römisch-deutschen Reiches im Spätmittelalter (1250-1500), Darmstadt 1983, Nr. 94a, c. 8 (ケーメハ王), c. 11 (その他の選挙侯)
- (13) 国王カヘンマー裁判所の成立と国王宮廷裁判所の消滅の具体的経過と背景については、今日もなお未解決の問題として残されている。
- (14) F. Battenberg, Beiträge (注3), S. 4f.
- (15) 研究体制と進捗状況については Bernhard Diestelkamp, Bericht über das Projekt Sammlung von Quellen zur Tätigkeit der Höchsten Gerichte im Alten Reich, ZRG GA 94, 1977, S. 450-466. Ders., Der Stand der Arbeiten zur Erschliessung der Quellen des Reichskammergerichts, in: Consilium Magnum 1473-1973, Bruxelles 1977, S. 199-213. Ders., Bericht über den Stand der Arbeiten

“Höchste Gerichtsbarkeit im Alten Reich”, in : Hugo de Schepper (hg.), *Höchste Gerichtsbarkeit im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit*, Amsterdam 1985, S. 135-147, を参照。また、以下で見る諸研究以外に、中世初期から一四五一年までのドイツの国王裁判所の活動に関する証書目録が、*Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451.* (hg. v. B. Diestelkamp) として計画されており、そのうち Bd. 1 = Die Zeit von Konrad I. bis Heinrich VI. 911-1197 (bearb. v. B. Diestelkamp u. Ekkehart Rotter), Köln-Wien 1988, Bd. 3 = Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273-1291 (bearb. v. B. Diestelkamp u. Ute Rödel), 1986, Bd. 5 = Die Zeit Ludwigs des Bayern und Friedrichs des Schönen 1314-1347 (bearb. v. F. Battenberg), 1987, が公開されている。

- (16) ただし以下では、中世後期の二つの国王裁判所のうち、主に国王宮廷裁判所についての研究成果を概観することとなる。国王カンマー裁判所に関する研究と史料公開は、最近になってもなおごく少なく、最も進捗の遅れた分野となっている。最近の研究としては、F. Battenberg, *Von der Hofgerichtsordnung König Ruprechts von 1409 zur Kammergerichtsordnung Kaiser Friedrichs III. von 1471*, in : F. Battenberg, *Beiträge* (註3), S. 21-81, Ders., *Die Lichtenberg-Leiningensche Fehde vor dem Kammergericht*

Kaiser Friedrichs III., *Zeitschrift für Geschichte Ober-rheins* (=ZGO) 124, 1976, S. 105-176, Gernot Kocher, *Erbländische Aspekte der Höchstgerichtsbarkeit im Alten Reich.* in : W. Sellert (hg.), *Rechtsbehelfe, Beweis und Stellung des Richters im Spätmittelalter*, Köln-Wien 1985, (QuF Bd. 16) S. 9-20, また、裁判集会型法発見の原理から裁判官による判決決定くの変化として、国王カンマー裁判所を位置づける見解として、Jürgen Weitzel, *Ding-genossenschaft und Recht*, 2 Tle., Köln-Wien 1985, (QuF Bd. 15, 1 / 2) S. 1251ff.

第2章 (一)

- (一) Bernhard Diestelkamp, *Vom königlichen Hofgericht zum Reichskammergericht.* in : G. Dilcher und B. Diestelkamp (hg.), *Recht, Gericht, Genossenschaft und Policy.* Symposium für A. Erler, Aalen 1986, S. 50ff.
- (2) Hanns Wohlgemuth, *Das Urkundenwesen des deutschen Reichshofgerichts 1273-1378*, (QuF Bd. 1) Köln-Wien 1973. この著作は一九三七年に提出された Habilitationsschrift であるが、事情により、ようやく一九七三年に公開されたものである。
- (3) Ebenda, S. 26.
- (4) Ebenda, S. 30.

- (5) Ebenda, S. 51.
- (6) Ebenda, S. 30.
- (7) F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt und Kanzlei am Reichshofgericht 1235-1451, (QuF Bd. 2) Köln-Wien 1974.
- (8) F. Battenberg, Das Hofgerichtssiegel der deutschen Kaiser und Könige 1235-1451, (QuF Bd. 6) Köln-Wien 1976.
- (9) F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt, S. 106ff. | 四世紀中葉以後の国王宮廷裁判所書記とその確認された活動期間は以下のとおりである。Konrad Bissinger (1347-1382), Siegfried Steinheimer (1362-1387), Konrad Zingel (1390-1400), Johann Fulschüssel (1395-1400), Johann Kirchen (1391-1414), Peter Wacker (1413-1437), Johann Geisler (1434-1449) のうち、Bissinger はルートヴィヒ四世・カール四世・ヴェンツェルの三代の国王、Zingel はヴェンツェルとループレヒトの二代の国王、Kirchen はヴェンツェル・ループレヒト・ジークムントの三代の国王、Geisler はジークムント・アルブレヒト二世・フリードリヒと三世の三代の国王にまたがった活動が確認される。確かにシエレーン出身の書記 Johann Fulschüssel のようにヴェンツェルからループレヒトへの国王交代とともに国王の周囲から身を引いたと見られる

人物もいるけれども、書記の大半は国王交替りにかわらず活動を継続していたと見てよいのではないかと思われる。

- (10) Ebenda, S. 107, S. 192.
- (11) F. Battenberg, Hofgerichtssiegel, S. 102ff. S. 140. なお同書巻末には中世後期の国王・皇帝の宮廷裁判所印章の図版が掲げられている。
- (12) Ebenda, S. 178f.
- (13) F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt, S. 56f. S. 101ff. Ders., Hofgerichtssiegel, S. 36ff.
- (14) F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt, S. 70ff. Ders. (hg.), Das Achtbuch der Könige Sigmund und Friedrich III. (QuF Bd. 19) Köln-Wien 1986, S. 4, S. 9, カール四世以前の時代については、バッチャンベルクは、ルートルフ一世からハインリヒ七世までアハト台帳が存在したが、ルートヴィヒと四世治世の初期にこの伝統は中断したと見ている。
- F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt, S. 61ff.
- (15) F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt, S. 85ff.
- (16) Ebenda, S. 89f., S. 90ff.
- (17) 注 (14) に掲げた F. Battenberg (hg.), Achtbuch, がこれである。
- (18) F. Battenberg, Wege zu mehr Rationalität im Verfahren der obersten königlichen Gerichte im 14. und 15. Jahrhun-

dert. in : D. Simon (hg.), Akten des 26. Deutschen Rechtshistorikertages, 1987, S. 321ff. なおこの論文でバッテンベルクは宮廷裁判所における合理化の進展を示す事例として、多数決による判決発見が、やはり本文で述べた二つの時期を期期として、証書の中で明示されていくことをあげている。S. 327ff. また、F. Battenberg, Das römisch-deutsche Königtum und die Legitimation mehrheitlicher Entscheidung im Spätmittelalter, ZRG GA 103, 1986, S. 1-41. とも参照。

- (19) F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt, S. 217ff.
 (20) 以下の叙述は、Peter Moraw, Zum Königlichen Hofgericht im deutschen Spätmittelalter. ZGO 121, 1973, S. 307-317. Ders., Noch einmal zum königlichen Hofgericht im deutschen Spätmittelalter. ZGO 123, 1975, S. 103-114. による。前者はヴォールゲムートの著書に対する書評として、後者はバッテンベルクの学位論文(F. Battenberg, Gerichtsschreiberamt,) に対する書評として書かれたものである。また、エルゲン・ヴァイツェルは、モウラフとは別の観点から、やはり最近の研究が裁判所の組織史的側面に偏り過ぎていると批判している。J. Weitzel, Dinggenossenschaft (第1章注16), S. 1258.

(21) P. Moraw, Noch einmal, S. 107.

(22) Ebenda.

- (23) F. Battenberg, Reichsacht und Anleite im Spätmittelalter, (QuF Bd. 18) Köln-Wien 1986, S. 60ff. へのバッテンベルクの Habilitationsschrift については、『国家学会雑誌』一〇五巻九・一〇号(一九九二年)一六五頁以下、の筆者の紹介をも参照。
 (24) F. Battenberg, Hofgerichtssiegel, S. 178f.
 (25) F. Battenberg (hg.), Achtbuch, S. 19.
 (26) Ebenda, S. 22.

第2章 (2)

- (1) Ulrich Eisenhardt, Die Rechtswirkungen der in der Goldenen Bulle genannten privilegia de non evocando et appellando, ZRG GA 86, 1969, S. 75-96. Ders., Entstehung, Entwicklung und Bedeutung der kaiserlichen Privilegia de non Appellando, in : Consilium Magnum 1473-1973, Bruxelles 1977, S. 319-341. またアイゼンハルトによって近世の不上訴特権についての史料集が公刊されている。U. Eisenhardt, Die kaiserlichen privilegia de non appellando, (QuF Bd. 7) Köln-Wien 1980. この史料集の第一部である U. Eisenhardt, Die Bedeutung der kaiserlichen privilegia de non appellando für die Entstehung der deutschen Territorialstaaten. からもアイゼンハルトの見方を知るることができる。

- (2) U. Eisenhardt, Entstehung, S. 320ff. Ders., Bedeutung, S. 19ff.
- (3) U. Eisenhardt, Rechtswirkungen, S. 81ff.
- (4) Jürgen. Weitzel, Der Kampf um die Appellation an das Reichskammergericht, (QuF Bd. 4) Köln-Wien 1976. 以下、Ders., Zur Zuständigkeit des Reichskammergerichts als Appellationsgericht, ZRG GA 90, 1973, S. 213-245. 及び Ders., Reichsabschied 1532 Titel III §12: zur Entstehungsgeschichte und Bedeutung des ersten Reichsgesetzes gegen landesherrliche Appellationsverbote, in : Consilium Magnum 1473-1973, Bruxelles 1977, S. 457-477. を参照。
- (5) U. Eisenhardt, Entstehung, S. 327ff. Ders., Bedeutung, S. 27ff.
- (6) U. Eisenhardt, Entstehung, S. 330ff. Ders., Bedeutung, S. 30ff. ヴァイツェルも「上訴特権」を、学識法の浸透に伴う新しい形態の特権と見る。J. Weitzel, Kampf um die Appellation, S. 117ff. また「上訴」の成立をめぐる議論については、もしあたり、J. Weitzel, Dinggenossenschaft, (第一章注16) S. 1296ff. を参照。
- (7) U. Eisenhardt, Rechtswirkungen, S. 81, S. 93ff.
- (8) F. Battenberg, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451, 2 Tle. (QuF

Bd. 12, 1 / 2) Köln-Wien 1983.

- (9) 裁判特権概念の意義および他の概念との関係については、F. Battenberg, Gerichtsstandsprivilegien, S. 11ff. を参照。バッテンベルクは、アイゼンハルトと違って、一五世紀中華以前の appellare に関する特権を「上訴特権」の例外的先駆事例とみなしているが、裁判特権全体の中では数も少なく、実際に使われたかどうかもわからないとしている。また裁判特権内部の細かい分類については、Ebenda, S. 17ff.
- (10) Ebenda, S. 7f.
- (11) Ebenda, S. 9.
- (12) Ebenda, S. 9.
- (13) Ebenda, S. 35f.
- (14) この概念についてはもしあたり、P. Moraw, Franken als königsnahe Landschaft im Spätmittelalter, Blätter für deutsche Landesgeschichte 112, 1976, S. 123-138. を参照。
- (15) F. Battenberg, a. a. O., S. 40
- (16) 最近の研究者たちの間でも、中世後期の裁判特権を「上訴特権・不移管特権」として把握する従来の学説に対する批判という点では共通しながらも、中世後期の国王裁判権の実際の機能については見解に隔たりがあるだけに、今後の具体的研究が一層必要となろう。例えば、本

文で述べたようにバッテンベルクが中世後期の国王裁判所の活動を高く評価しようとしているのに対して、ユルゲン・ヴァイツェルは一五世紀末から一六世紀の帝国裁判所の改革に画期的意義を認め、實際上無力であった中世後期の国王裁判所に比べて近世の帝国の裁判所の影響力は飛躍的に向上した、と見ている。J. Weitzel, Kampf um die Appellation, S. 341ff. Ders., Reichsabschied, S. 467ff.

第2章 (3)

- (1) O. Franklin, Reichshofgericht, Bd. 1, S. 152ff. S. 241ff.
- (2) F. Battenberg, Der Reichshofgerichtsprozess um den Dottenfelder Hof bei Bad Vibel (1434-1438), Archiv für hessische Geschichte NF 33, 1975, S. 105ff. バッテンベルクはこのような種類の訴訟について、当該訴訟の関係史料を付した多くの個別研究を行っている。詳細は、Friedrich Battenberg, Reichsacht und Anleite im Spätmittelalter, (QuF Bd. 18) Köln-Wien 1986, 巻末の文献目録を参照。
- (3) 国王カンマー裁判所の事例であるが、F. Battenberg, Lichtenberg-Leiningensche Fehde (第一章注16), S. 115f., S. 122.
- (4) F. Battenberg, Reichsacht und Anleite, S. 130ff. S.

158ff. Ders., Das Reichsachtbuch der Könige Sigmund und Friedrich III. als rechts- und sozialhistorische Quelle, in : Hugo de Schepper (Hg.), Höchste Gerichtsbarkeit im Spätmittelalter und der frühen Neuzeit, Amsterdam 1985, S. 19-42. これらの研究は宮廷裁判所の手続き全体についてでなく、アハトとアンライテの手続きについてのみ行われたものであるが、当事者についておおよその傾向を知ることが可能であろう。

- (5) F. Battenberg, Reichsacht, S. 155ff. Ders., Reichsachtbuch, S. 29.
- (6) F. Battenberg, Reichsacht, S. 176ff. S. 200ff. S. 211ff. Ders., Reichsachtbuch, S. 35ff. この当事者の身分についての所見を、バッテンベルクが論じるように、中世後期における農業危機の深化という長期的な社会経済史上のファクターと関連させることが出来るかどうかは、なお検討を要するであろう。
- (7) Bernhard Diestelkamp, Vom königlichen Hofgericht (第二章(1)注1), S. 62ff.
- (8) また一方で、バッテンベルクは、アハトの持つ理念的・象徴的機能が国王支配の顕示と安定化のために重要な意味を持っていたことを強調し、アハト判決はたとえ執行されなくとも意味があつたと説いている。F. Battenberg, Reichsacht und Anleite, S. 242ff. などを見よ。

- (9) F. Battenberg, Reichsacht und Anleite, S. 2.
- (10) F. Battenberg, Von der Hofgerichtsordnung König Ruprechts von 1409 zur Kammergerichtsordnung Kaiser Friedrichs III. von 1471, S. 44, in : Ders., Beiträge, zur höchsten Gerichtsbarkeit im Reich im 15. Jahrhundert, (QuF Bd. 11) Köln-Wien 1981.
- (11) F. Battenberg, Reichsacht und Anleite, S. 230ff. Ders. Das Reichshofgericht und die Herrschaft Hohengeroldseck in der Ortenau, in : Ders. Beiträge, S. 221f.
- (12) F. Battenberg, Hofgerichtsordnung, S. 43.
- (13) 例えば、アンライテ手続書について、一四〇九年の「規則」の第5項を見よ。F. Battenberg, Hofgerichtsordnung, S. 71
- (14) F. Battenberg, Reichsacht und Anleite, S. 257f.
- (15) Ebenda, S. 315

おわりに

- (1) F. Battenberg, Wege zu mehr Rationalität (第二章(1)注18), S. 322ff.
- (2) また、中世末期から近世初期のライヒの裁判所における学識法の継受についても、本文で述べたような中世後期における発展によって作られた土台との関係を、考察する必要が出てくるであろう。ただし、国王宮廷裁判所

における発展が、本当にバッテンベルクが強調するように（例えば、Ebenda., S. 317, S. 321）、学識法と無関係なのかどうかはまた一つの問題と言える。

- (3) H. Wohlgemuth, Urkundenwesen, S. XV.

付記

本稿は一九九三年五月の北大法学会での報告をもとにしたものである。法学会の席上、諸先生から多くの貴重な意見をいただいたことに御礼申し上げる。また報告作成と本稿執筆にあたっては、本学ライオンズ文庫所蔵の文献に負う所大であった。